

# 新型コロナウイルス感染症対策として、期間を延長します

## 令和2年度 狂犬病予防定期集合注射実施のお知らせ

犬の所有者は、生後91日目以上の飼い犬に毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています（狂犬病予防法第5条）。品川区では、東京都獣医師会品川支部所属の動物病院18か所を会場として「狂犬病予防定期集合注射」を実施します。

### 1. 期間と会場

#### ◆実施期間

**令和2年4月1日（水）～6月30日（火）**

※動物病院によって実施日・注射時間が異なります。注射時間は厳守願います。

#### ◆新型コロナウイルス感染症対策

ご利用が集中しないよう期間を延長しました。  
飼い主に発熱等風邪症状が見られるときは、回復してから集合注射に行ってください。

◆実施会場（動物病院）別紙「狂犬病予防定期集合注射実施会場一覧表」のとおりです。

### 2. 持ち物と費用

#### ◆持ち物

- ①同封の「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」
- ②同封の「問診票」（必ずご記入ください）

#### ◆費用

狂犬病予防注射料	3,200円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
合計	3,750円

※時間外は注射料金が上記とは異なる場合があります。なるべく、つり銭の無いようにお願いします。

### 3. 登録が済んでいない飼い犬

#### ◆登録が済んでいない飼い犬（未登録犬）

登録が済んでいない場合、集合注射会場で犬の登録手続きができます。（登録手数料：3,000円）

※「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」の鑑札番号欄に「未登録」と記載がある飼い犬は、登録手続きが済んでいません。

※注射済票の交付手続きと一緒に行ってください。単独では手続きできません。区の窓口にて手続きを行ってください。

### 4. 集合注射を利用されない場合

動物病院で狂犬病予防注射を接種後、注射済票の交付申請を区の窓口にて行ってください。  
持ち物は以下の通りです。

#### <窓口>

- 品川区保健所（区役所7階）●品川保健センター
- 荏原保健センター●各地域センター

#### <持ち物>

- 獣医師から発行される「狂犬病予防注射済証明書」
- 今回同封している「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」

### 5. お 願 い

※狂犬病予防注射の法定接種期間は 4月～6月です。本手続きは、6月末日までにお済ませください。

※「狂犬病予防定期集合注射」利用の場合、注射済票は会場である動物病院にて交付されます。

この際、区の手数料（狂犬病予防注射済票交付手数料と鑑札登録手数料）は、注射をした動物病院にて現金でお支払いください。

※このお知らせは、令和2年2月末現在の登録情報を基に作成しております。飼い主様や飼い犬に関する登録情報に相違があるときは、「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」の C票に赤で二重線を引き、訂正をお願いいたします。